

亀山市告示第111号

令和2年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和2年5月22日

亀山市長 櫻井 義之

令和2年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領（令和2年5月1日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置として実施する令和2年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業（以下「臨時特別給付金支給事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「子育て特別給付金」とは、臨時特別給付金支給事業により、市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者等)

第3条 子育て特別給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和2年4月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者（同法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）
- (2) 令和2年3月分の児童手当の受給者であって、当該者に係る支給要件児童（児童手当法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）又は中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童を

いう。以下同じ。)が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者

2 子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童(以下「対象児童」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 支給対象者に支給される令和2年4月分の児童手当に係る児童

(2) 令和2年3月分の児童手当に係る児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、又は死亡したことにより、令和2年4月1日時点において支給要件児童若しくは中学校修了前の施設入所等児童でない児童に限る。)

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる場合は、それぞれ同表の右欄に定める者を支給対象者とする。ただし、既に同項各号に掲げる者(以下「受給者等」という。)に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合については、この限りでない。

1 令和2年3月31日(令和2年3月分の児童手当の支給要件児童又は中学校修了前の施設入所等児童については、令和2年2月29日。以下「基準日」という。)後に受給者等が死亡した場合(この項の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。)	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
2 基準日後から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、	左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている小規模

<p>受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童であることを市が把握した場合</p>	<p>住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者</p>
<p>3 基準日後から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしている当該者の配偶者（現に別表第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

（子育て特別給付金の額）

第4条 子育て特別給付金の額は、対象児童1人につき1万円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第5条 市長は、一般支給対象者（支給対象者のうち、児童手当法第17条第1項に規定する公務員以外の者をいう。）に対し、子育て特別給付金の支給の申込みを行う。

2 前項の規定による申込みを受けた一般支給対象者は、子育て特

別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

- 3 市長は、令和2年6月12日までに前項の規定による届出がないときは、当該届出を行わなかった一般支給対象者に係る子育て特別給付金の支給を決定し、これを支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方法)

第6条 一般支給対象者に対する子育て特別給付金の支給は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が口座振替の方法により難しいと認める場合は、この限りでない。

(公務員支給対象者に係る申請の受付開始日及び申請期限)

第7条 公務員支給対象者(支給対象者のうち、児童手当法第17条第1項に規定する公務員をいう。)に対して支給する子育て特別給付金に係る申請の受付開始日は、令和2年6月1日とする。

- 2 公務員支給対象者に対して支給する子育て特別給付金に係る申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和2年11月30日とする。

(公務員支給対象者に係る申請及び支給の方法)

第8条 子育て特別給付金の支給を受けようとする公務員支給対象者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める申請書(以下「申請書」という。)により申請を行うものとする。

- 2 公務員支給対象者に対する子育て特別給付金の支給は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が口座振替の方法により難しいと認める場合は、この限りでない。

- 3 市長は、申請者に対し、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

(代理による申請)

第9条 代理により前条第1項の規定による申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(公務員支給対象者に対する支給の決定)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認し、適当と認めたときは、子育て特別給付金の支給を決定し、これを支給する。

(子育て特別給付金の支給等に関する周知)

第11条 市長は、臨時特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法及び受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 前条の規定による周知にかかわらず、第7条第2項の申請期限までに第8条第1項の規定による申請を行わなかった公務員支給対象者は、子育て特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 第5条第3項の規定による支給の決定を行った後、子育て特別給付金を支給するために、令和2年3月31日時点において児童手当の振込先として指定されている口座(子育て特別給付金の支給前までに振込先として指定する口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした口座)に振込を行う手続きを行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等により令和2年12月31日までに振込ができない場合は、当該決定を取り消すものとする。

3 第10条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市長が申請者に当該申請書の補正を命じたにもかかわらず補正が行われなかったことその他申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、子育て特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て特別給付金の支給を受けた者に対し、既に支給した子育て特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 子育て特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。